

ストックオプション（新株予約権）の行使価額等決定に関するお知らせ

当社は、平成19年7月31日開催の取締役会において、会社法第236条および第238条の規定に基づき、当社の取締役および執行役員に対するストックオプションとして2種の新株予約権（中期インセンティブとしてのストックオプションおよび長期インセンティブとしてのストックオプション）の募集を行うことを決議（同日公表）いたしました。

これら2種の新株予約権のうち、長期インセンティブとしてのストックオプションに関し、募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額等が本日決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

2,615円（新株予約権1個当たり2,615,000円）

上記行使価額は、新株予約権割当日の前日から遡って20日間（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値（1円未満の端数切り上げ）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数切り上げ）であり、新株予約権割当日である本日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（2,400円）よりも高い金額である。

2. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

増加する資本金の額 1株当たり 1,308円

増加する資本準備金の額 1株当たり 1,307円

ただし、新株予約権の行使において、会社の有する自己株式を移転するときは、資本金および資本準備金の増加はない。

【ご参考】平成19年7月31日の取締役会で決議（同日公表）した2種のストックオプションについて

I 中期インセンティブとしてのストックオプション

当社の取締役および執行役員が、株価を通じたメリットやリスクを株主と共有し業績向上と株価上昇への意欲を高めることを目的に、新株予約権の行使に際して出資される金銭の額を1円とする新株予約権を用いた中期インセンティブとしてのストックオプションを、平成19年度においても当社の取締役および執行役員に対して付与しました。

なお、当該新株予約権の付与に際しては、新株予約権の払込金額を当該新株予約権の公正価額とし、払込金額相当額の金銭報酬を当社の取締役および執行役員に支給することとしたうえで、当社の取締役および執行役員が払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺する方法により行います。

1. 募集新株予約権の割当対象者

平成19年4月1日付で取締役のうち執行役員としての役位が昇格した1名、同年1月1日付および同年4月1日付で新たに執行役員に就任した5名

2. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

1円（新株予約権1個当たり1,000円）

3. 募集新株予約権を行使することができる期間
平成20年7月1日から平成23年6月30日まで
4. 募集新株予約権を割り当てる日
平成19年8月23日

なお、募集新株予約権の総数および募集新株予約権の払込金額については、決定次第お知らせいたします。

Ⅱ 長期インセンティブとしてのストックオプション

当社の取締役および執行役員が株主と利益意識を共有することを主眼に、長期的な株主価値の増大と報酬を連動させるとともに、優秀な人材を確保し資生堂グループ全体の企業価値向上に資するため、平成19年度においても当社の取締役および執行役員に対してストックオプションを付与しました。

なお、当該新株予約権の付与に際しては、当該新株予約権と引換えに金銭の払込みを行いません。

1. 募集新株予約権の割当対象者
当社の社外取締役を除く取締役7名、および取締役を兼務しない執行役員14名
2. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）〔本日決定〕
2,615円（新株予約権1個当たり2,615,000円）
3. 募集新株予約権を行使することができる期間
平成21年8月1日から平成29年7月30日まで
4. 募集新株予約権の払込金額
募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
5. 募集新株予約権を割り当てる日
平成19年8月23日

なお、募集新株予約権の総数については、決定次第お知らせいたします。

以 上